

# 法務速報（第 290 号/2025 年 7 月 31 日）

公益財団法人 日弁連法務研究財団

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)6月19日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## （掲載判例 INDEX）

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### （民事法）

【1】大学の理事長代行の解任を外部有識者委員会(Yら)が違法と指摘したことから、理事であるXはYらに損害賠償請求訴訟を提起し、YらはXらの提訴後の記者会見での発言を名誉毀損にあたるとして賠償請求訴訟を提起した事案で、Yらの請求を認容(2023年11月30日東京高裁)

参照条文等:民法709条、私立学校法40条の2

キーワード:外部有識者委員会 名誉棄損 記者会見

【2】東日本大震災の津波被害で死亡したAにつき、同居していた相続人Yは災害弔慰金、災害義援金を受給したことから、亡Aの相続人X1X2がその法定相続分相当額の支払を求めた事案で、Xらの請求を棄却(2024年3月13日仙台高裁)

参照条文等:民法703条・704条、災害弔慰金の支給等に関する法律3条

キーワード:東日本大震災 災害弔慰金 被害者の相続人

【3】Xは小学校5年時同級生のYらからいじめを受けたとして、Yとその親権者及び校長と担任教員、市に対して損害賠償を請求した事案で、Yらの親権者らに対し慰謝料及び弁護士費用相当額の支払いを命じたが、その余の請求については棄却した(2024年7月25日東京高裁)

参照条文等:民法709条・710条・712条・714条1項・719条1項、国家賠償法1条1項

キーワード:いじめ 教員の監督義務違反 国家賠償請求

【4】障害者総合福祉施設に入所していたEがてんかん発作を発症、施設は約1時間半後に救急要請したがEは翌日死亡したことから、施設は発作発症の時点で救急要請すべきだったとするEの母Xによる損害賠償請求が認容された事案(2024年1月31日横浜地裁)

参照条文等:民法415条・709条・715条

キーワード:てんかん発作 障害者福祉施設 損害賠償

【5】胎児認知は父親の本国法である日本法並びに母親の本国法であるベトナム法のいずれによっても無効であるときに限り無効となるが、本件は日本法でも無効とできないからベトナム法による検討は不要として請求を棄却(2023年3月23日東京家裁)

参照条文等:民法1条3項・786条、人事訴訟法2条2項

キーワード:ベトナム法 胎児認知 無効

### （知的財産）

【6】第28類「ミニチュアカー」等を指定商品とし「JAPAN MINIATURE AUTOMOBILE CLUB」なる商標で商標登録を受けた被告に対する無効審判を不成立とした本件審決の取消しを求める請求が棄却された事案(2025年5月29日知財高裁)

参照条文等:商標法4条1項7号

キーワード:無効審判 商標登録 公序良俗

【7】第11類「電球類及び照明用器具、ちょうちん」等を指定商品とし「スカイランタン」を標準文字で書してなる商標の商標権者である原告に対し、同商標を無効とする被告の請求を特許庁に認めた審決の取り消し請求が棄却された事案(2025年5月29日知財高裁)

参照条文等:商標法3条1項3号

キーワード:商標 登録無効 自他商品識別力

【8】発明の名称を「環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤」とする特許の特許権者である被告が、延長登録後の特許権の効力が原告製品に及ばないことを確認する本訴請求に対して損害賠償等の支払いを求める反訴請求を行ったところ請求が棄却された事案(2025年5月15日東京地裁)

参照条文等:特許法68条の2

キーワード:特許権の延長登録 損害賠償請求 特許権の登録

【9】発明の名称を「映像視聴装置」とする特許の特許権者である原告が、被告製品を製造等することは本件特許権の侵害に当たると主張して損害賠償等を求めたが、被告製品は本件発明の技術的範囲に属しないとして棄却された事案(2025年5月29日大阪地裁)

参照条文等:特許法70条2項

キーワード:特許権侵害 損害賠償 技術的範囲

#### (民事手続)

【10】民事再生法92条1項に基づき、未成就の停止条件付債権による相殺は認められず、再生手続開始時に現実化していない債務は相殺対象に含まれないと判示した事例(2023年12月19日大阪高裁)

参照条文等:民事再生法92条1項

キーワード:民事再生法 相殺 未成就の停止条件付債権

【11】X(日本法人100%出資の外国法人)は、Q2(デンマークで設立された外国法人)が裸傭船契約に基づく未払傭船料についてQ1(同外国法人)に対し保証債務の履行を求めるとともに、法人格を否認してY(同外国法人)らに保証債務の履行を求めたが、民事訴訟法3条の9の「特別な事情」があるとして請求を却下した事例(2024年3月25日東京地裁)

参照条文等:民事訴訟法3条の6・3条の9・38条前段

キーワード:裸傭船契約 保証債務履行請求 国際裁判管轄 特別の事情

#### (刑事法)

【12】控訴裁判所において、第1審の有罪判決をした裁判官には除斥原因があり、当該裁判官を含む合議体で保釈請求を却下した決定は違法であるとして、これを取消し、原々審に差し戻した事例(2025年5月21日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法20条7号本文

キーワード:有罪判決をした裁判官 除斥原因 保釈に関する裁判

【13】死体遺棄、略取誘拐、殺人に対する有罪の死刑判決(福岡地判平成11年9月29日、いわゆる飯塚事件)の第2次再審請求を棄却したものであり、弁護人が提出した新証拠のうち2つの新証拠(供述証拠)を検討した結果、いずれの信用性も否定した(2024年6月5日福岡地裁)

参照条文等:刑事訴訟法435条6号

キーワード:飯塚事件 再審請求 新証拠 信用性

【14】逮捕・勾留され、家庭裁判所送致後に観護措置がとられた非行事実(少年が尿中残存期間中に覚醒

劑を自己使用した事実)について、家庭裁判所の審判の結果不処分決定がなされた少年に対し少年補償法3条3号を適用し補償の全部をしないとした事例(2024年2月13日大阪家裁)

参照条文等:少年の保護事件に係る補償に関する法律3条3号

キーワード:不処分決定 少年補償 補償しない 特別の事情

## (公法)

【15】表形式の行政文書の「備考」欄に記録された情報につき合理的に区切られた範囲毎に各号情報該当性について判断をすべきであったとして、一体的に不開示情報該当性についての判断をした原審の判断には審理不尽によって判決に影響を及ぼす違法があるとされた事例(2025年6月3日最高裁)

参照条文等:行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律10条

キーワード:行政文書 備考欄 不開示情報該当性 情報の一体性

【16】機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書に記録された情報が情報公開法(平成28年法律第51号による改正前のもの)5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例(2025年6月6日最高裁)

参照条文等:行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成28年法律第51号による改正前のもの)5条6号

キーワード:機能性表示食品 検証事業の報告書 不開示情報

【17】国が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号所定の無店舗型性風俗特殊営業を行う事業者に対して持続化給付金給付規程及び家賃支援給付金給付規程に定める各給付金を給付しないこととしているのは憲法14条1項に違反しない(2025年6月16日最高裁)

参照条文等:憲法14条1項、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号

キーワード:無店舗型制風俗特殊営業 持続化給付金 平等原則

【18】シリアにおける反政府活動等の取材でシリアに入国し武装組織による身体拘束を受け、その後解放されたジャーナリストXが、一般旅券の発給拒否処分を受けたため同処分の取り消しを求め、外務大臣の裁量逸脱または濫用があるとして請求が認容された事例(2024年1月25日東京地裁)

参照条文等:憲法22条、旅券法13条1項1号

キーワード:旅券の発給拒否 海外渡航の自由 外務大臣の裁量権

## (社会法)

【19】児童扶養手当法13条の2第2項1号の規定及び児童扶養手当法施行6条の4の規定のうち同号所定の公的年金給付中の受給権者に子があることで加算された部分以外の部分を対象として児童扶養手当の支給を制限する旨を定める部分は憲法25条、14条1項に違反しない(2025年6月10日最高裁)

参照条文等:憲法14条1項・25条、児童扶養手当法13条の2(令和2年法律第40号による改正前のもの)等

キーワード:児童扶養手当 支給制限 障害基礎年金との併給調整

【20】私立大学教授職にあったX1～X3が同大学を運営する学校法人Y1に対し専門業務型裁量労働制を導入した就業規則の変更が無効であり、時間外労働並びに休日及び深夜労働に係る未払賃金の支払い等を求めたところ、請求の一部が認容された事例(2023年12月20日松山地裁)

参照条文等:労基法38条の3第1項、労基法施行規則6条の2第1項2号

キーワード:専門業務型裁量労働制 就業規則の変更 過半数代表者

【21】Y銀行に勤務していたXがYから約4年半の自宅待機命令を受け、職場復帰後複数の懲戒処分を受けた末に解雇されたため、退職強要・解雇等の違法を主張し損害賠償を請求したところ、自宅待機命令は

違法だが、懲戒処分等に違法はないとされた事例(2024年4月24日東京地裁)

参照条文等:民法709条、労働契約法15条

キーワード:自宅待機命令 懲戒解雇 退職勧奨

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】東京高判令和5年11月30日 判例タイムズ1531号118頁

令和3年(ネ)第3202号 各損害賠償請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立)

学校法人Aが設置運営する大学にて理事Xは理事会に理事長代行Cの解任を提案し承認決議がされた。Aはこの点が寄附行為等に違反しないか報告を求めるため弁護士Yらを外部有識者委員会の委員に委嘱したところ、同委員会は、同決議に賛成した理事について、同決議が寄附行為違反となるおそれが強かったにもかかわらずこれを看過して決議を主導するなどしており私立学校法40条の2の忠実義務違反に当たるとした提言書を提出し、Aは同提言を踏まえXに対する問責決議を行った。Xは、Yらに対し、Yらの誤った判断により精神的苦痛を受けたとして慰謝料の支払を求める訴えを提起し((1))、同日、理事Z1Z2同席の下、記者会見を開き訴えの内容について説明した。これに対しYらは、(1)及び同記者会見によって名誉を毀損されたとしてXZ1Z2に対し慰謝料の支払を求めた((2))。

本判決は、(1)について、第三者委員会は、その前提となる事実の認定やこれに基づく法的判断の内容に明白な誤りがあり、当該誤謬につき故意又は重過失がある場合や、客観性、中立性を損なう特段の事情がある場合には不法行為責任を負う場合があり得るが、本件ではそのような事情等はないとしてYらの不法行為責任を否定し、(2)については、訴え提起((1))自体は不法行為を構成しないが、記者会見にて本件委員会に独立性のかけらもないなどとした発言、配布された資料(訴状の写し)に「不公正な手続により選任された」「独立性を欠いた疑いのある手続により」行われた等と記載されている点は、Yらの社会的評価を低下させるものであり、違法性阻却も認められないとして各30万円の支払を認めた。

参照条文等：民法709条、私立学校法40条の2

【2】仙台高判令和6年3月13日 判例タイムズ1531号111頁

令和5年(ネ)第311号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却、確定)

東日本大震災の津波被害で死亡したAについて、同居してその財産を事実上管理していた相続人Yが、N市の条例に基づき単独で災害弔慰金を受給し、また、単独で申請してN市の分配委員会から人的被害分及び住家被害分の災害義援金を受給したところ、亡Aの相続人X1X2は、YがXらの法定相続分相当額につき法律上の原因なく利得しているとして不当利得に基づき各法定相続分相当額の支払を求めた。災害弔慰金及び災害義援金については条例ないし分配基準により支給対象となる遺族の範囲及び順位が定められており、これらの規定上はXら及びYは同順位であった。

本判決は、規定上同順位の遺族が二人以上あっても、支給決定権者はその裁量的判断によって最も支給対象者としてふさわしい者に対して支給決定をするものであり、本件においても、Yからの申請に基づき同順位の遺族が複数あるなかでYに対する支給を決定したのであるから、Yの取得が法律上の原因がないとはいえないとし、遺族であるというだけでは災害弔慰金等について当然に相続分相当額を取得する具体的権利を有するとはいえず、Xらは亡Aの子であり相続分を有すること以外に本件支給を受けるべき者であることにつき具体的な事実に基づく主張立証をしておらず、亡AとYとの実生活上の関わり合いからYが支給を受けるにふさわしい遺族であるとして、Xらの請求を認めなかった。

参照条文等：民法703条・704条、災害弔慰金の支給等に関する法律3条

【3】東京高判令6年7月25日 判例タイムズ1531号103頁

令和5年(ネ)第5688号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却、確定)

Xは、小学校5年時、同じクラスのYらから「菌まわし」行為(Xから菌が付いたとして他の児童に菌を擦り付けるような仕草をして連鎖させる行為)等のいじめを受けたとして、Yらに対し同いじめによる不法行為、Yらの親権者らに対し民法714条1項、Y2(校長)及びY3(担任教員)に対し監督義務違反、Xを保護すべき義務違反等、Y市に対し国賠法1条1項に基づきそれぞれ損害賠償請求をした。

本判決は、児童の行為が不法行為として違法と評価されるのは児童間の社会的接触として相当な範囲を逸脱するものに限られるとし、「菌まわし」行為はこれに該当するとしたが、Yら(10歳ないし11歳)は加害行為について法律上の責任を弁識するに足りる知能を有しているとは認められないのでYらに対する請求は認められず、Yらの親権者らに対し民法714条1項に基づき慰謝料80万円及び弁護士費用相当額8万円の支払を認め、その余の請求については、「菌まわし」行為が発覚した後の学校側の対応等を含む本件の事実経過に照らしてXの主張する義務違反等は認められないなどとして請求

を認めなかった。

参照条文等：民法709条・710条・712条・714条1項・719条1項、国家賠償法1条1項

**【4】横浜地判令和6年1月31日 判例タイムズ1531号177頁**

**令和4年(ワ)第1661号 損害賠償請求(医療)事件(一部認容、確定)**

E(死亡時28歳。交通事故による肢体不自由等により身体障害者手帳1級を交付)は、平成27年に社会福祉法人Y運営の障害者総合福祉施設に入所したが、平成30年12月15日午後6時48分にてんかん発作を発症したことが確認され、同時58分には眼球が左右に転じ、鼻呼吸が荒く、泡を吐き、けいれんが継続する等していた。施設は、同日午後8時26分に救急要請し、Eは同時40分に病院に搬送されたが翌日の午後6時29分に死亡した。Eの母Xは、Yに対し、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、てんかんのけいれん発作が5分以上持続するとてんかん重責となる可能性が高く直ちに治療を開始する必要があるところ、施設はEのてんかん発作の既往や抗てんかん薬の服用を認識しており、入所翌年にてんかん発作を発症し救急搬送された際に、病院から、再度発作が生じた場合には直ちに救急搬送するよう指示されていたなどの事情の下では、上記の各症状を確認した午後6時58分の時点で救急要請すべき義務があったとして施設の過失を認め、過失と死亡との因果関係も認め、損害額については、Eは薬物療法を受け比較的安定した状態にあり早期の死を予測できるような具体的な事情はなかった等として平均余命をもとに逸失利益を認め、35、872、491円の支払を認めた。

参照条文等：民法415条・709条・715条

**【5】東京家判令和5年3月23日 判例時報2620号48頁**

**令和3年(家ホ)第662号 認知無効確認請求事件(棄却(控訴<控訴棄却>、上告・上告受理申立て<上告棄却・不受理>))**

本件は、Yを胎児認知したXが、Yに対し、YはXとは別の男性の嫡出子であることが明らかになったとして胎児認知が無効であることの確認を求めた事案である。

Yの母A(ベトナム国籍)は、平成14年から日本に滞在していたが、同15年にベトナムで、ベトナム国籍のBと婚姻し、A及びBは、日本で同居を開始、同17年に別居し、その後、Aは、日本国籍のXと交際を開始し、同居を開始した。同18年にAがYを懐胎した後、AとBはベトナムの裁判所で合意による離婚をし、その後、Xは、Yについて胎児認知の届出をして受理され、Yは戸籍上、XとAの長女とされ、日本国籍を有するとされた。Bは数年後、日本から出国した。その後、Aは、X以外の男性との交際を開始し、YとともにXと別居したという経緯がある。

本判決は、胎児認知は、胎児認知の当時及びY出生の当時におけるXの本国法である日本法並びに胎児認知の当時におけるAの本国法であるベトナム法のいずれによっても無効であるときに限り無効となる旨判示した上で、日本の民法下で、認知は、現に父がある子を対象とすることができないと解されているのは、父が重複することは許されるべきでないとする趣旨と解されること、本件の事実関係の下では、Xによる胎児認知を有効なものとしても、Yの父の重複が顕在化する事態が生じるとは想像しがたく、XがYとの生物学上の父であることを争うことを明らかにしていないこと、Xは、YをAがBと婚姻期間中に懐胎した子であると認識しながら胎児認知の届出をしたと推認されること、認知が無効とされた場合、Yは日本国籍を喪失すること、胎児認知無効確認の動機は、AがX以外の男性との交際に及んだことに対する意趣返しとも疑われる等を理由に、権利の濫用として許されないとし、日本法によって無効とすることができないからベトナム法による検討をするまでもないとして請求を棄却した。

参照条文等：民法1条3項・786条、人事訴訟法2条2項

(知的財産)

**【6】知財高判令和7年5月29日 裁判所HP**

**令和7年(行ケ)第10007号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/151/094151\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/151/094151_hanrei.pdf)

被告は、「JAPAN MINIATURE AUTOMOBILE CLUB」の欧文字を横書きしてなる商標(本件商標)について、第28類「ミニチュアカー」等を指定商品として商標登録を受けた。原告は、本件商標について無効審判を請求したが、特許庁が商標法4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するといふべき事情はみいだせないこと等を理由に不成立の審決(本件審決)をしたので、原告は、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

JAPAN MINIATURE AUTOMOBILE CLUB(本件団体)は昭和36年結成のミニチュアカ

一文化の普及と発展を目的とする団体であり、原告は、令和元年に本件団体の会長となった。被告は、出願時に本件団体の関西支部長であった。

商標法4条1項7号は、公序良俗に反する商標の登録を阻止するためのものであり、典型的には、商標を構成する標章自体が公序良俗に反する場合に、登録商標による保護を与えないことを趣旨とするものである。商標登録につき先願主義(同法8条1項)を採用する我が国の法制度の下では、私的紛争の範囲内において、一方の利害関係人が先に出願し登録を得たとしても、当然には同法4条1項7号には該当しないものと解される。

証拠によれば、本件出願時に原告が本件団体の会長の地位に、被告が関西支部長の地位にあったことは客観的事実であり、本件の実体は、原告と被告の間の本件団体の在り方を巡る見解の対立等から派生した問題とみられ、原告自ら速やかに商標登録出願を行うことを妨げるべき事実も認められない。本件団体の会員数が近時100人前後であることに鑑みれば、本件商標の出願・登録が、当事者間の私的領域の問題を超えて公序良俗に関わることになるとはいえず、本件商標が商標法4条1項7号に該当するとは認められない。

以上のとおりであって、本件商標が商標法4条1項7号に該当しないとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由は理由がないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等：商標法4条1項7号

#### 【7】知財高判令和7年5月29日 裁判所HP

令和6年(行ケ)第10110号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/156/094156\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/156/094156_hanrei.pdf)

原告は、「スカイランタン」を標準文字で書してなり、第11類「電球類及び照明用器具、ちょうちん」等を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者であるところ、被告が本件商標が商標法3条1項3号に該当するとして無効審判を請求したところ、特許庁が登録を無効とするとの審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した事案。

証拠及び弁論の全趣旨によれば、「スカイランタン」の語は、底面に開口部があり、中に明かりがともされた薄い膜でできた略円筒形の袋状のものであって、これを夜空に浮かび上がらせてその景観を楽しむための商品(本件商品)の一般名称であったと認められる。そして、本件商標の指定商品のうち、「電球類及び照明用器具、ちょうちん」等については、主として照明を目的とした商品と認められ、それ自体が本件商品であるとはいえないが、本件商品のように、照明の効果を利用した飾り等としても用いることが可能なものである。他方、「スカイランタン」を一般名称とする本件商品は、その形状から「一種のちょうちん」等と説明されることもあり、実際にそのような商品の性質も有している。そうすると、本件商標が指定商品について使用された場合、その取引者又は需要者において、当該指定商品の出所表示というよりも、その商品の品質、用途、形状を表示したものと一般的に認識されるものと認められる。

そうすると、本件商標は、本件商品の一般的名称として定着している「スカイランタン」を標準文字で表したものであって、これを本件商標の指定商品について使用したときは、その商品の品質、用途、形状を「普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に当たるといえることができる。このような表示は、本件商標の指定商品との関係で、何人もその使用を欲するものであり、特定人にその独占使用を認めることは公益上適当ではないのみならず、自他商品識別力を欠くものというべきである。

したがって、本件商標は、商標法3条1項3号に該当するから、この点に関する本件審決の判断に誤りはなくして原告の請求は棄却された。

参照条文等：商標法3条1項3号

#### 【8】東京地判令和7年5月15日 裁判所HP

令和5年(ワ)第70527号 消極的確認請求事件、令和6年(ワ)第70016号 損害賠償請求反訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/154/094154\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/154/094154_hanrei.pdf)

発明の名称を「環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤」とする特許の特許権者である被告が、延長登録後の特許権の効力が原告製品に及ばないことを確認する本訴請求に対して、損害賠償等の支払いを求める反訴請求を行ったが、原告製品は医薬品としてスプリセル錠と実質同一なものに含まれるということとはできないとして、棄却した事案。

医薬品の有効成分のみを特徴とする特許発明に関する延長登録された特許発明において、有効成分ではない「成分」に関し、対象製品が、政令処分申請時における周知・慣用技術に基づき、一部にお

いて異なる成分を付加、転換等しているような場合、対象製品は、医薬品として政令処分の対象となった物と実質同一なものに含まれると解すべきである。

本件における「対象製品」たる原告製品は、政令処分で定められた「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」によって特定された「物」であるスプリセル錠と対比すると、有効成分ではない「成分」であるPEGを転換すると共に、カルナウバロウを添加しており、スプリセル錠（ダサチニブ水和物）と原告製品（ダサチニブ無水物）との有効成分の違い等に起因する課題を踏まえ、上記添加剤の付加ないし転換を行っているものとみられる。このような添加剤の付加ないし転換が周知・慣用技術に基づくものと認めるに足りる的確な証拠はなく、むしろ、原告が自己の技術等に基づき、原告製品の溶出挙動をスプリセル錠のそれに近付け、又はスプリセル錠との生物学的同等性を得るために、これらの添加剤の付加ないし転換を行ったことがうかがわれる。

以上のとおり、原告製品は、「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」によって特定された「物」たるスプリセル錠と医薬品として実質同一であると認めることはできないから、延長登録された本件特許権の効力が原告製品の製造等に及ぶとはいえない。したがって、被告は、延長後の本件特許権に基づく差止請求権及び本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権を有しない。

参照条文等：特許法68条の2

### 【9】大阪地判令和7年5月29日 裁判所HP

令和5年(ワ)第10970号等 特許権侵害行為差止等請求反訴事件(甲事件)、令和5年(ワ)第11539号 損害賠償等請求事件(乙事件) 特許権 民事訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/185/094185\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/185/094185_hanrei.pdf)

発明の名称を「映像視聴装置」とする特許の特許権者である原告が、被告製品を製造等することは本件特許権の侵害に当たると主張して損害賠償等を求めたが、被告製品は本件発明の技術的範囲に属しないとして棄却された事案。

本件発明の構成要件Fにおける「圧縮」の語義は、「物質に圧力を加えてその容積を小さくすること、おしちぢめること」等である。また、本件明細書の記載によれば、本件発明において、車両から送信される車両情報をいったん受け取り、「演算手段」が、カーナビゲーションに一定期間送信せず記憶された車両情報(前記一定期間分の前記車両情報)をまとめて、予め定められた単位時間に圧縮した圧縮車両情報に演算し、前記一定期間後、「情報送信手段」が前記圧縮車両情報をカーナビゲーションへ送信するというのであるから、「圧縮」とは一定期間分の車両情報を単位時間におしちぢめること、すなわち、時間的に短縮するとの趣旨で用いられているものと当業者には理解される。そうすると、構成要件F及びGの「圧縮」を備えるというには、T1期間分(又は「T2期間+T1期間」分)の車両走行情報が存在する場合に、これらの期間よりも短いT2期間に収まるように車両走行情報を時間的に短縮する(おしちぢめる)ことが必要であると解される。

被告製品についてみると、車両から被告製品に入力された車速信号のうちT1期間の最後の3パルスを利用して、演算により生成された車速信号(「T2期間+T1期間」分の車両走行情報に相当するもの)をT2期間においてカーナビに送信(出力)するものである。これは、T1期間の最後の3パルスから、その直後のT2期間及びT1期間における走行状態を予測した上で生成された「T2期間+T1期間」分の情報量を有する車両走行情報を、当該T2期間においてカーナビに送信するものと認められる。このように、T2期間においてカーナビに送信するのが「T2期間+T1期間」分の車両走行情報に相当するものであるとしても、当該情報はT1期間分(又は「T1期間+T2期間」分)の車両走行情報を時間的に短縮する(おしちぢめる)処理が行われたものとは解されない。

以上のことからすると、被告製品は、「圧縮した圧縮車両情報に演算する演算手段」や「前記圧縮車両情報をカーナビゲーションへ送信する情報送信手段」を備えるとはいえないから、構成要件F及びGを充足しない。

参照条文等：特許法70条2項

### (民事手続)

### 【10】大阪高判令和5年12月19日 金法2259号64頁

令和5年(ネ)第52号 出資金払戻請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、協同組合であるYの組合員であったXが再生手続開始決定を受けた上、Yを脱退する旨の意思表示をしていたところ、Yが、Xに対する貸金債権その他の債権について再生債権の届出をした上、XのYに対する出資金払戻請求権501万円(本件出資金払戻請求権)の停止条件成就の機会を放棄して、上記再生債権を自働債権とし、本件出資金払戻請求権を受働債権とする相殺の意思表示(本件

相殺)をしたが、これに対し、Xが、本件出資金払戻請求権は、本件相殺の意思表示より後、脱退の効力が発生する当年の3月末の事業年度終了日において組合財産の存在が6月の総代会で確認されたことで停止条件が成就し、本件相殺は民事再生法92条1項により許されない旨主張して、Yに対し、501万円と総代会以降の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。原判決は、本件出資金払戻請求権が停止条件付債権である以上、再生手続開始当時、本件出資金払戻請求権が既に発生していたと解したとしても、民事再生法92条1項にいう「債務」に未成就停止条件付債務は含まれておらず、債務者が停止条件不成就の利益を放棄することにより同項の要件を充たすとはいえないことからすると、本件相殺は同項により許容されるものとはいえないと判示して、Xの請求を認容したところ、これを不服とするYが控訴した。

本判決は、民事再生法92条1項の「債務」に未成就停止条件付債務が含まれるか否かについて、同項は、債務者に対して「債務を負担する」再生債権者による相殺を原則として認める一方で、相殺によって消滅させることのできる「債務」の範囲や相殺をなし得る期間を制限し、もって再生債権者の相殺の担保機能への期待と再生債務者の事業の再建との調整を図ったものと解され、かかる趣旨にかんがみれば、同項により再生債権者がすることが許される相殺における受働債権に係る債務は、再生手続開始当時少なくとも現実化しているものである必要があり、将来の債務など当該時点で発生が未確定な債務は、特段の定めがない限り、含まれないと解するのが相当であるとの法解釈を示した上で、停止条件不成就の利益を放棄して再生債権届出期間内に相殺適状にさえなれば同項の相殺は許される旨のYの見解は、再生手続開始時点で現実化している債務(期限付債務は効力発生を到来確実な事実にかからせるという付款としての性質から同項の解釈上は現実化していると解される)に限定して相殺を許容する同項の趣旨に反するものであり採用できないとして、Yの控訴を棄却した。

参照条文等：民事再生法92条1項

#### 【11】東京地判令和6年3月25日 判例時報2619号93頁

#### 令和2年(ワ)第12315号 保証債務履行等請求事件(却下(控訴))

Xは船舶の所有を目的として日本法人の100%出資によりパナマ共和国で設立された外国法人であり、Y1、Q1及びQ2はデンマーク王国で設立された外国法人であり、Y2が代表取締役、Y3が取締役会長を務め、Y3の子らはY1の100%株式を保有し、Q1について96.7%の株式を保有していた。XはQ2との間で、Xを船主、Q2を傭船者として、裸傭船契約(以下、本件傭船契約)を締結し、また、XはQ1との間でデンマーク王国コペンハーゲン市において、本件傭船契約から生じるQ2の債務の一切をQ1が保証するとの合意をした(本件保証契約)。Xは本件傭船契約に基づきQ2に対し、船を引き渡したがQ2が本件傭船契約に基づく未払傭船料の支払をしなかったことから、本件傭船契約を解除し、Q2は本件傭船契約に基づき未払傭船料等の支払債務を負った。

XはQ1に対して本件保証契約に基づき保証債務の履行を求めるとともに、Q1の法人格は形骸化し、又は濫用されているから、法人格を否認してYらと同一視すべきであるとして、Yらに対して本件保証債務の履行を求める等した。

本判決は、Q1に対する本件保証債務履行請求については、XとQ1の間の管轄権の合意を認め、この請求と密接な関連性を有するYらに対する本件保証債務履行請求について民事訴訟法3条の6に基づき管轄を認めたものの、事案の性質、応訴によるYらの負担の程度、証拠所在地等を考慮して、同法3条の9の「特別な事情」があると認め、却下した。

参照条文等：民事訴訟法3条の6・3条の9・38条前段

#### (刑事法)

#### 【12】最一決令和7年5月21日 裁判所HP

令和7年(シ)第328号 保釈請求却下決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件(原決定及び原々決定取消、差戻し)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/115/094115\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/115/094115_hanrei.pdf)

#### (事案)

頭書被告事件の控訴裁判所は、同被告事件の第1審の有罪判決をした裁判官を含む合議体で、保釈請求を却下する決定をし、原審が、申立人からの異議申立てを棄却する決定をした。

#### (判旨)

控訴裁判所において、当該被告事件の第1審の有罪判決をした裁判官には、事件について前審の裁判に関与したという、刑訴法20条7号本文の定める除斥原因があり、控訴裁判所のする保釈に関する裁判に関与することは、控訴裁判所の裁判官としての職務の執行に当たる。

そうすると、第1審の有罪判決をした裁判官は、刑訴法20条により、当該被告事件の控訴裁判所のする保釈に関する裁判についての職務の執行から除斥されると解される。

したがって、職務の執行から除斥されるべき裁判官が関与してされた原々決定及びこれを是認した原決定には、刑訴法20条の解釈適用を誤った違法があるから、これらを取り消し、原々審に差し戻す。

参照条文等：刑事訴訟法20条7号本文

**【13】福岡地決令和6年6月5日 判例時報2619号142頁**

**令和3年(た)第3号 再審請求事件(棄却(即時抗告))**

本決定は、死体遺棄、略取誘拐、殺人に対する有罪の死刑判決(福岡地判平成11年9月29日、いわゆる飯塚事件)の第2次再審請求を棄却したものであり、弁護人が提出した新証拠のうち、2つの新証拠を検討した。

1つ目は被害者兩名の略取誘拐の日時場所に関する目撃者の供述(本請求審での証言)証拠で、目撃は事件当日ではなかったのに警察官に押し切られて調書に署名した旨の供述であったが、本決定は新証言の信用性を否定した。2つ目は確定判決で略取誘拐日時とされた直後に、確定判決で略取誘拐場所とされた場所とは異なる場所で、犯人と被害者兩名を載せた自動車を目撃したという者の本請求審での証言であるが、本決定はこの証言の信用性も否定した。

参照条文等：刑事訴訟法435条6号

**【14】大阪家決令和6年2月13日 判例時報2620号133頁**

**令和6年(少口)第1号 少年補償事件(決定、補償しない(確定))**

本件は、逮捕・勾留され、家庭裁判所送致後に観護措置がとられた非行事実(少年が尿中残存期間中に覚醒剤を自己使用した事実)について、家庭裁判所の審判の結果、不処分決定がなされた少年に対し、少年補償法3条3号を適用し、補償の全部をしないとしたものである。本決定の基本事件は、少年が繁華街の一角にある広場で意識不明の状態で見送られ、搬送先の病院で、睡眠薬のほか、覚醒剤の陽性反応が出たため逮捕された事案であるが、少年が未必的にせよ、概括的にせよ、覚醒剤であることを認識できていなかった合理的疑いが残る旨判断し、非行なし不処分とした。

本決定は、覚醒剤使用の故意が認められないとはいえ、少年自ら意図してサイレーンを過剰摂取したことに端を発し、少年自身の行為によって覚醒剤を摂取したことを踏まえると、身体拘束を受けた帰責事由は専ら少年にあるというべきであり、補償の必要性を失わせる特別の事情がある場合に該当するとして、補償しないという決定をした。

参照条文等：少年の保護事件に係る補償に関する法律3条3号

(公法)

**【15】最三判令和7年6月3日 裁判所HP**

**令和5年(行ヒ)第335号 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件(一部破棄差戻)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/152/094152\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/152/094152_hanrei.pdf)

表形式の行政文書の「備考」欄に記録された情報につき、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該『備考』欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであったとして、一体的に不開示情報該当性についての判断をした原審の判断には審理不尽によって判決に影響を及ぼす違法があるとされた事例。

参照条文等：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律10条

**【16】最三判令和7年6月6日 裁判所HP**

**令和6年(行ヒ)第94号 行政文書不開示処分取消等請求事件(破棄差戻)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/164/094164\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/164/094164_hanrei.pdf)

機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書に記録された情報が情報公開法(平成28年法律第51号による改正前のもの)5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとして原審の判断に違法があるとされた事例。

本判決は、検証事業に用いられた報告書記載の知見が通常知り得ない独自のものであるかの検討がされていないことや、本件各不開示箇所を開示することにより事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあるかを具体的に認定説示して

いないことを問題視して、原判決を破棄し、原審に差し戻した。

参照条文等：行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成28年法律第51号による改正前のもの)5条6号

**【17】最一判令和7年6月16日 裁判所HP**

令和6年(行ツ)第21号 持続化給付金等支払請求事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/179/094179\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/179/094179_hanrei.pdf)

国が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号所定の無店舗型性風俗特殊営業を行う事業者に対して持続化給付金給付規程(中小法人等向け)(令和2年8月1日付けのもの)及び家賃支援給付金給付規程(中小法人等向け)(同年10月29日改正前のもの)に定める各給付金を給付しないこととしていることは、憲法14条1項に違反しないとされた事例。

本判決は、本件特殊営業を行う事業者に対しては、公費を支出してまでその事業の継続を支えることは相当でないと判断し、給付対象から除外して区別することが不合理であるということとはできないとし、上告を棄却した。

参照条文等：憲法14条1項、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号

**【18】東京地判令和6年1月25日 判例タイムズ1531号147頁**

令和2年(行ウ)第10号 旅券発給拒否取消等請求事件(一部認容、控訴(後控訴棄却))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/618/093618\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/618/093618_hanrei.pdf)

X(フリージャーナリスト)は平成27年6月、シリアにおける反政府活動等取材するためトルコからシリアに入国したところ武装組織による身体拘束を受け平成30年10月に解放された。Xは平成31年1月に一般旅券の発給申請をしたが、外務大臣からトルコへの入国が認められない者であるので旅券法13条1項1号に該当するとして発給拒否処分を受けたため、同処分の取消し等を求めた。

本判決は、海外渡航の自由は憲法22条2項によって保障される基本的人権でありその制約は合理的で必要やむを得ない限度でない限り許されないところ、旅券法13条1項1号の目的は、ある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の信頼関係維持にあるとし、当該国だけではなく、当該国と地理的に近接する国等の当該国の利害に影響を与える関係国への渡航も含めて制限するのは合理的であるとし、憲法22条に違反しないとしたが、二国間の信頼関係が損なわれる蓋然性がない地域への渡航を制約する態様でされたときは外務大臣の裁量の範囲を逸脱し又は濫用したものであるとし、本件処分は、トルコ及びトルコと近接する国を除く地域への渡航を制約する点において外務大臣の裁量の範囲を逸脱または濫用したものであり違法であるとし、処分の取消しを認めた。

参照条文等：憲法22条、旅券法13条1項1号

(社会法)

**【19】最三判令和7年6月10日 裁判所HP**

令和6年(行ツ)第54号 児童扶養手当支給停止処分取消請求事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/176/094176\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/176/094176_hanrei.pdf)

児童扶養手当法(令和2年法律第40号による改正前のもの)13条の2第2項1号の規定及び児童扶養手当法施行令(令和2年政令第318号による改正前のもの)6条の4の規定のうち同号所定の公的年金給付中の受給権者に子があることによって加算された部分以外の部分を対象として児童扶養手当の支給を制限する旨を定める部分は、障害基礎年金との併給調整において憲法25条、14条1項に違反しない。

参照条文等：憲法14条1項・25条、児童扶養手当法13条の2(令和2年法律第40号による改正前のもの)等

**【20】松山地判令和5年12月20日 判例時報2619号111頁**

令和2年(ワ)第200号(本訴)、第383号(反訴)(一部認容、一部棄却(控訴))

私立大学教授職にあったX1～X3が同大学を運営する学校法人Y1に対し、専門業務型裁量労働制を導入した就業規則の変更が無効であり、時間外労働並びに休日及び深夜労働に係る賃金が支払われていない等の主張をした事案。

本判決は、専門業務型裁量労働制を採用するに当たっては労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結する必要があるところ、平成29年度の労働者の過半数代表者として選出されたP1は選挙権者数493名のうち信任票124票と約25%に過ぎず、過半数代表者とは認められず、平成3

0年度に代表として選出されたP4については、過半数代表者選出選挙の公正さに疑義があり、同選挙において選挙権者の過半数がP4の選出を指示していることが明確になるような民主的な手続が採られたとは認められないとして、過半数代表者とは認めず、専門業務型裁量労働制を採用したことは違法であるとしてXらの未払賃金等の請求を一部認めた。

なお、Y2は、反訴として、X1がY2を特定する形でSNSに投稿したことが名誉を棄損したとして、投稿の削除及び不法行為に基づく損害賠償を請求しているところ、本判決は、名誉を棄損するものと認め、投稿の削除及び損害賠償請求を一部認容した。

参照条文等：労基法38条の3第1項、労基法施行規則6条の2第1項2号

#### 【21】東京地判令和6年4月24日 判例時報2620号102頁

##### 令和3年(ワ)第23445号 地位確認等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件は、Y銀行と労働契約を締結し、勤務していた行員Xが、Yから勤務態度を問題視されるなどして約4年半の自宅待機命令を受け、その後、自宅待機命令は解除されたものの、Xが欠勤を繰り返したことから複数の懲戒処分を受けた末に解雇された事案である。Xは、Yに対し、1懲戒解雇を含む懲戒処分が無効であるとして地位確認及び賃金の支払、2退職強要、自宅待機命令及び懲戒解雇を含む懲戒処分等がいずれも違法であるとして不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求として慰謝料、逸失利益及び弁護士費用相当額の支払を求めた。

本判決は、自宅待機命令は、実質的には退職勧奨が継続している状態であり、社会通念上許容される限度を超えた違法な退職勧奨であり不法行為が成立するとし、慰謝料300万円及び弁護士費用30万円を認めたが、Xの勤務状況に問題があり、その結果、退職勧奨に至ったといえるから自宅待機命令がなくとも、従前と同様の人事考課を受け、従前の年収を得ていた蓋然性が高いと認めることはできず、逸失利益は認められないとし、Xの業務命令違反及び欠勤について正当な理由は認められないこと等を理由に、懲戒解雇を含む懲戒処分等に違法はないとした。

参照条文等：民法709条、労働契約法15条

#### (紹介済み判例)

##### 最三決令和4年2月14日 判例時報2620号125頁

##### 令和2年(あ)第1087号 窃盗、窃盗未遂被告事件(上告棄却)

→法務速報250号16番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/925/090925\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/925/090925_hanrei.pdf)

##### 東京地判令和5年7月20日 判例時報2620号116頁

##### 令和2年(ワ)第3279号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

→法務速報277号20番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/508/092508\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/508/092508_hanrei.pdf)

##### 最一判令和5年9月11日 判例タイムズ1531号63頁

##### 令和4年(あ)第125号 被告人Aに対する脅迫、被告人Bに対する強要未遂被告事件(破棄差戻)

→法務速報269号12番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/347/092347\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/347/092347_hanrei.pdf)

##### 大阪地判令和6年1月16日 判例時報2620号59頁

##### 令和4年(ワ)第11394号 不正競争行為差止等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴<請求棄却>))

→法務速報274号21番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/676/092676\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/676/092676_hanrei.pdf)

##### 東京高決令和6年2月28日 判例タイムズ1531号131頁

令和6年(ク)第59号 第1種少年院送致決定に対する抗告申立事件(取消差戻、確定)

→法務速報287号20番で紹介済み

最二判令和6年4月19日 判例時報2620号91頁

令和4年(受)第1266号 各株券引渡請求及び独立当事者参加事件(破棄差戻)

→法務速報277号6番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/912/092912\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/912/092912_hanrei.pdf)

東京地判令和6年7月8日 判例タイムズ1531号247頁

令和5年(ワ)第70722号 妨害禁止等請求事件(認容、確定)

→法務速報286号10番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/212/093212\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/212/093212_hanrei.pdf)

最三決令和6年10月23日 判例タイムズ1531号56頁

令和6年(許)第1号 仮差押命令認可決定に対する保全抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報283号9番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/453/093453\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/453/093453_hanrei.pdf)

最三決令和6年11月15日 判例タイムズ1531号60頁

令和6年(シ)第761号 証拠開示に関する裁定請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(取消差戻)

→法務速報283号12番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/511/093511\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/511/093511_hanrei.pdf)

最二判令和6年12月16日 判例タイムズ1531号49頁

令和5年(行ヒ)第430号 不作為違法確認等、国家賠償等請求事件(上告棄却)

→法務速報284号22番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/621/093621\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/621/093621_hanrei.pdf)

## 2. 令和7年(2025年)6月19日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

### ・衆法 217 33

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

・・・貨物自動車運送事業について、健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定の拡充、無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止及び無許可経営等原因行為への対処、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制の導入等を定めた法律。

### ・衆法 217 34

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

・・・貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を行うため、その推進に関し、基本理念、

国の責務、物流製作推進会議の設置等について定めた法律。

・衆法 217 36

行政書士法の一部を改正する法律

・・・行政書士の使命及び職責を明らかにする規定の創設、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての  
手続について代理し、その手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するこ  
と、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して両罰規定を設けること等につ  
いて定めた法律。

・衆法 217 48

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本  
的施策の拡充等を定め、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連  
携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記すること定めた法律。

・参法 217 5

自殺対策基本法の一部を改正する法律

・・・こどもに係る自殺対策が社会全体で取り組むことを基本として行われなければならないこと等を基本  
理念に明記し、こどもの自殺の防止等について学校の責務を明らかにし、地方公共団体がこどもの自殺の  
防止等について必要な情報の交換及び協議を行う協議会を設置することができること等を定めた法律。

・閣法 217 9

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

・・・教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の  
職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等  
の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 16

防衛省設置法等の一部を改正する法律

・・・自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その他の自衛隊の組織の改編、自衛官の再任用に係る要件の  
見直し、航空管制官手当の新設その他の自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協  
定に係る規定の整備等を定めた法律。

・閣法 217 17

災害対策基本法等の一部を改正する法律

・・・災害について、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広  
域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義  
務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、内閣府の防災監の新設等を定めた法律。

・閣法 217 18

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

・・・株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限の延長、その支援基準に大規模な災害を受けた地域  
の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含めること  
等を定めた法律。

・閣法 217 20

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

・・・国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定す  
ることを定めた法律。

・閣法 217 28

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律  
の一部を改正する法律

・・・二酸化炭素の排出に係る排出枠の割当て及び排出枠に係る取引、脱炭素化再生資源の利用を促進す  
るための制度の創設、化石燃料賦課金の徴収等に関する規定の整備等を定めた法律。

#### ・閣法 217 29

##### 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

・・・人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本理念、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定、人工知能戦略本部を設置すること等を定めた法律。

#### ・閣法 217 31

##### 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律

・・・森林の循環利用を促進するため、市町村等が経営管理の集約化に関する目標等を定める構想を定めた場合に、市町村がその実現のため経営管理権及び経営管理実施権を一括で設定することを可能とすること、施業実施協定に加え、施設整備等の共同化に関する協定を追加すること等を定めた法律。

#### ・閣法 217 32

##### 公益通報者保護法の一部を改正する法律

・・・国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、公益通報者の範囲の拡大、公益通報をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止等の措置の強化、公益通報に適切に対応するために事業者がとるべき措置の充実強化を定めた法律。

#### ・閣法 217 33

##### 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律

・・・経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の申出により、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の一定割合以上の多数決とその決議に対する裁判所の認可により、当該事業者がその債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等を定めた法律。

#### ・閣法 217 34

##### 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・区分所有建物の再生等の実施の円滑化、集会の決議要件の合理化、所有者不明専有部分管理命令の制度の創設、敷地共有者等集会制度の対象範囲の拡大、マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設等を定めた法律。

#### ・閣法 217 36

##### 日本学術会議法

・・・学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことを目的とする法人として、日本学術会議を設立すること、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めた法律。

#### ・閣法 217 37

##### 保険業法の一部を改正する法律

・・・特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲を兼業特定保険募集人が行う取引の拡大、保険契約の締結等に関する禁止行為に物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加すること等を定めた法律。

#### ・閣法 217 38

##### 信託業法の一部を改正する法律

・・・公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第3条の規定による信託業の免許又は同法第67条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外することを定めた法律。

#### ・閣法 217 39

##### 資金決済に関する法律の一部を改正する法律

・・・債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ向けて資金を移動させるものの一部を資金移動業等の規制の対象とすること、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲

介業の創設等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 42

**民事裁判情報の活用に関する法律**

・・・民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 43

**譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律**

・・・金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産(不動産等を除く。)を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保売主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等、これらの権利の実行の方法等について定めた法律。

・閣法 217 44

**譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**

・・・譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うための動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の規定の整備その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めた法律。

・閣法 217 45

**食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律**

・・・食品等事業者が食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に関する計画の認定制度の創設、認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例等の措置、食品等の取引の適正化の一層の推進を図るため、飲食料品等事業者等が講ずべき措置、飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成等の業務を行う団体の認定制度の創設について定めた法律。

・閣法 217 46

**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律**

・・・我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を定め、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を定め、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 47

**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律**

・・・最近における風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加すること、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 49

**盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律**

・・・特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付けること、指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止すること等を定めた法律。

・閣法 217 50

**労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律**

・・・事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務及び職場における治療と仕事の両立支援についての努力義務を課すこと、男女間における賃金差異の状況等の情報公表を義務付けること、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期限を10年間延長することを定めた法律。

・閣法 217 51

**環境影響評価法の一部を改正する法律**

・・・工作物の新設又は増改築の事業であって現に存在する工作物の撤去及び当該工作物と類似の工作物の新設を目的とするものについて環境影響評価方法書の作成前の手続の見直しを行うこと、環境影響評

価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 54

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

・・・基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定し、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 217 55

航空法等の一部を改正する法律

・・・航空交通管制圏に係る空港等において航空機を着陸さ又は離陸させる操縦を行う者に対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入を防止するための施設に関する事項の空港等の機能の確保に関する基準への追加、地方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等を定めた法律。

・閣法 217 59

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律

・・・被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金の拠出限度額の拡充等の措置を講ずることを定めた法律。

### 3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

不法行為法研究会／編 ぎょうせい 4,730円

速解 交通事故判例調査 物件損害の算定(別冊交通事故民事裁判例集)

東京弁護士会 相続 遺言部／編 新日本法規 5,170円

Q&A 相続財産の管理と処分 所有者不明不動産、管理不全等不動産、不在者、相続人の不存在★

森井労働法務事務所／編 青林書院 3,960円

高齢者雇用の実務 実践Q&A

加藤公司 伊藤憲二 内田清人 石井 崇 藪内俊輔／編 青林書院 5,390円

最新青林法律相談 3景品表示法の法律相談(第3版)

司法研修所／編 法曹会 2,200円

3訂 事例で考える民事事実認定

### 4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

関原秀行／著 日本加除出版 5,940円

実務家のための情報流通プラットフォーム対処法の手引き 削除請求・発信者情報開示請求の方法とプロバイダ・大規模プラットフォーム事業者の対応

木目田裕／監修・著 西村あさひ法律事務所外国法共同事業危機管理グループ／編 有斐閣 3,630円  
法律実務家のためのコンプライアンスと危機管理の基礎知識

佐藤文俊／著 学陽書房 19,800円

逐条 地方自治法

山下真弘 堀田善之／編著 向笠太郎 川畑大 安田雄飛 井村旭／著 第一法規 3,960円  
国税組織の実務経験者が説く 弁護士として気付きたい 法律相談事案の隠れた税務問題★

日本弁護士連合会 司法制度調査会／編 新日本法規 3,960円

新旧対照でわかる改正区分所有法の要点

梅田和尊／著 旬報社 4,400円

最新テーマ別[実践]労働法実務6 パワハラの実務

## 5. 発刊書籍＜解説＞

「Q&A 相続財産の管理と処分 所有者不明不動産、管理不全等不動産、不在者、相続人の不存在」

一般の共有の規定を踏まえつつ、所在者不明共有者への対応など、遺産の管理・処分についてQ&A方式で分かりやすく処理方針が解説されている。訴状や申立書等のひな型が掲載されていて実務において使いやすい本である。

「国税組織の実務経験者が説く 弁護士として気付きたい 法律相談事案の隠れた税務問題」

国税組織での勤務経験を有する弁護士らにより、不動産売買、離婚、相続、株式譲渡などの場面や法人税、消費税などの税法について、具体的な事案を切り口として解説されている。法律相談において留意すべき課税問題を学ぶことのできる有益な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。